

令和7年7月18日
四国地方整備局令和7年度 第1回
四国地方整備局総合評価委員会の開催結果について

令和7年度第1回四国地方整備局総合評価委員会を令和7年6月27日に開催し、新たな入札契約方式として「技術提案評価型（S I（えずいち）型）の評価内容の説明を行い、ご意見をいただきました。この結果を踏まえて、令和7年度の本官工事において実施することとなりました。

また、工事契約の大幅な増額変更等の適正性の確認を行うため第三者委員会を設置し、意見聴取を行うことについて、ご意見をいただき、第三者委員会として、専門部会を設置しご審議いただくことに決定しました。

【主な意見の概要】

- ・当面は試行とのことであるが、良い制度なので本格導入を期待する。（S I 型）
- ・本件の取組により、技術革新が進み、土木分野も発展していけば良いと思う。（S I 型）
- ・当初考えていた状況と異なる状況になり、変更金額が上昇する事の妥当性の確認ということで承知したが、いただいた意見をフィードバックし、次の発注時のマネジメントにも活かしていくような仕組みの検討も必要である。（設計変更）
- ・いずれの専門部会の設置については、異議無し。

総合評価委員会の概要

1. 日時：令和7年6月27日（金）15：00～16：00
2. 場所：高松サンポート合同庁舎北館13階災害対策室
3. 出席委員：奥嶋委員、木下委員、那須委員、長谷川委員、森脇委員、山中委員、渡邊委員
4. 議事次第・・・・・・・・別紙－1
5. 開催結果（委員会規則・細則変更）・・・・別紙－2

<問い合わせ先> 国土交通省 四国地方整備局 TEL：(087)851-8061(代表)
【企画部（全般）】 技術管理課長 矢野 慎二（内線3311）
入札契約方式窓口：技術管理課長補佐 関 英智（内線3314）
契約変更窓口：技術管理課長補佐 山下 祥央（内線3315）

日時：令和7年6月27日（金）15:00～16:00

場所：高松サポート合同庁舎北館

13階災害対策室

形式：対面＋Web形式併用

**令和7年度
第1回 四国地方整備局総合評価委員会
議 事 次 第**

1. 開 会

2. 審議事項

- 1) 総合評価落札方式（S I型）^{えすいち}導入にかかる評価方法等 資料1
- 2) 契約変更手続きの透明性確保するための第三者による
チェックにかかる規約変更 資料2

3. 閉会

四国地方整備局総合評価委員会規則

(目的)

第1条 四国地方整備局長（以下「局長」という。）は、四国地方整備局等が総合評価方式による工事の発注および総合評価方式、プロポーザル方式による建設コンサルタント業務等の発注を行うに当たり、技術提案の審査又は評価が中立かつ公正に行われるよう、次に掲げる事項について、円滑かつ効果的に学識経験者より意見を聴取するため、四国地方整備局総合評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 一 総合評価方式およびプロポーザル方式の実施方針に関すること。
- 二 複数の工事または建設コンサルタント業務等に共通する評価方法に関すること。
- 三 個別工事、個別建設コンサルタント業務等の評価方法や落札者の決定方法に関すること。

2 局長は、四国内での総合評価方式の推進・普及のための施策のあり方、その他必要と認めることについて、委員会から意見を聴取することができる。

(委員)

第2条 委員会の委員には、局長が委嘱する別表に掲げる者をもってあてる。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員の再任を妨げない。
- 3 委員の氏名及び職業は、公表する。

(委員長)

第3条 委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(小委員会)

第4条 委員会に、四国地方整備局総合評価本局小委員会（以下「本局小委員会」という。）及び四国の各県ごとの四国地方整備局総合評価地域小委員会（以下「地域小委員会」という。）を設置する。

- 2 局長は、委員長が必要と認める場合は、第1条第1項第二号に掲げる事項について、本局小委員会より意見を聴取する。
- 3 局長は、本官契約の工事および建設コンサルタント業務等に係る第1条第1項第三号に掲げる事項について、本局小委員会より意見を聴取する。
- 4 局長は、必要に応じ、分任官契約の工事および建設コンサルタント業務等に係る第1条第1項第三号に掲げる事項について、本局小委員会より意見を聴取

することができる。

- 5 局長は、四国地方整備局管内の地方自治体が発注する工事に係る第1条第1項第三号に掲げる事項について、当該工事を発注する地方自治体の長の要請に基づき、本局小委員会より意見を聴取することができる。ただし、第7項の規定に基づき、地域小委員会より意見を聴取する場合を除く。
- 6 事務所長及び管理所長（以下「事務所長等」という。）は、分任官契約の工事および建設コンサルタント業務等に係る第1条第1項第二号及び第三号に掲げる事項について、地域小委員会より意見を聴取する。
- 7 事務所長等は、四国地方整備局管内の地方自治体が発注する工事に係る第1条第1項第三号に掲げる事項について、当該工事を発注する地方自治体の長の要請に基づき、当該地方自治体の存する県の地域小委員会より意見を聴取することができる。
- 8 この規則に定めのない本局小委員会及び地域小委員会の運営に関する事項は、別に定める。

（委員会等の開催）

- 第5条 委員会及び前条第2項に基づき意見を聴取するための本局小委員会は、委員長の要請に基づき局長が招集する。
- 2 本局小委員会（前項に規定するものを除く。）にあつては局長が、地域小委員会にあつては事務所長等が招集する。
 - 3 委員会は、原則として年1回開催する。
 - 4 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
 - 5 本局小委員会及び地域小委員会は、必要に応じて開催する。

（委員の除斥）

- 第6条 委員会、本局小委員会及び地域小委員会（以下「委員会等」という。）の委員は、第1条第1項第二号又は第三号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（秘密を守る義務）

- 第7条 委員は、委員会等で知り得た技術提案の内容又は評価内容等の秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

（委員会等の運営）

- 第8条 委員会等は、原則として非公開とする。ただし、委員会等の開催の結果の概要は、速やかに公表する。
- 2 委員会及び本局小委員会の事務は、当該対象工事に関係する部の協力を得て、企画部及び港湾空港部においてこれにあたる。
 - 3 地域小委員会の事務は、当該対象工事に関係する事務所の協力を得て、徳島河川国道事務所、香川河川国道事務所、松山河川国道事務所又は高知河川国道事務所においてこれにあたる。
 - 4 この規則に定めのない事項について、必要が生じた場合には、委員会で定め

る。

別表

第2条第1項の委員

| 氏名 | 職業 | 備考 |
|--------------------|--------------------|-----|
| おくしままさし 奥嶋政嗣 | 徳島大学大学院教授 | |
| きのしたなおき 木下尚樹 | 愛媛大学大学院教授 | |
| なすせいご 那須清吾 | 高知工科大学教授 | 委員長 |
| はせがわしゅういち 長谷川修一 | 香川大学特任教授 | |
| むとうやすのり 武藤裕則 | 徳島大学大学院教授 | |
| もりわきりょう 森脇亮 | 愛媛大学大学院教授 | |
| やまなかみゆる 山中稔 | 香川大学教授 | |
| わたなべつねみ 渡邊法美 | Bond University 教授 | |

(敬称略・五十音順)

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附則

(施行期日) [最終改正]

- 1 この規則は、令和7年6月27日から施行する。

四国地方整備局総合評価委員会細則

(趣 旨)

第1条 本細則は、四国地方整備局総合評価委員会規則第4条第8項の規定に基づき、四国地方整備局総合評価委員会細則を定める。

(本局小委員会の組織)

第2条 本局小委員会は、委員会の委員中4名の委員をもって構成する。

- 2 本局小委員会は、別表第一の組み合わせによる輪番を基本とするが、局長の要請に基づき輪番以外の委員も出席できる。
- 3 本局小委員会は、2名以上の委員の出席をもって成立する。

(地域小委員会の組織)

第3条 地域小委員会の委員は、別表第二左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ局長が委嘱する同表中欄に掲げる者をもってあてる。

- 2 地域小委員会は、2名以上の委員の出席をもって成立する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員の再任を妨げない。
- 4 委員の氏名及び職業は、公表する。

(業務分会)

第4条 本局小委員会及び地域小委員会に業務分会を設置し、建設コンサルタント業務等に係る四国地方整備局総合評価委員会規則第1条第1項第三号に掲げる事項について、意見を聴取する。

- 2 業務分会は、本局小委員会及び地域小委員会の委員中2名の委員をもって構成する。
- 3 業務分会は、別表第一及び別表第二の組み合わせによる輪番を基本とするが、本局小委員会においては局長の要請、地域小委員会においては事務所長等の要請に基づき輪番以外の委員も出席できる。
- 4 業務分会は、2名以上の委員の出席をもって成立する。
- 5 業務分会は、原則として1ヶ月に1回開催する。なお、本局小委員会及び地域小委員会で、意見を聴取することもできる。

(専門部会)

第5条 本局小委員会及び地域小委員会に必要に応じて専門部会を設置し、工事または建設コンサルタント業務等に係る四国地方整備局総合評価委員会規則第1条第1項第二号及び第三号、**第2項**に掲げる事項について、意見を聴取することができる。

- 2 専門部会の委員には、別表第二に掲げる者、または必要に応じて当該専門分野の学識経験者として局長が委嘱する者をもってあてる。
- 3 専門部会は、2名以上の委員の出席をもって成立する。
- 4 専門部会は、必要に応じて開催する。なお、本局小委員会及び地域小委員会

で、意見を聴取することもできる。

5 専門部会を設置する場合は、必要に応じて運営に必要な事項を別途定める。

(雑 則)

第6条 この細則に定めのない事項について、必要が生じた場合には、委員会で定める。

別表第一

第2条第2項の組合せ

| 組合せ | 氏名 | 職業 |
|-----|------------------------------|--------------------|
| 第1組 | な す せい ご 那 須 清 吾 | 高知工科大学教授 |
| | は せ が わ し ゆ う い ち 長谷川 修 一 | 香川大学特任教授 |
| | む とう や す の り 武 藤 裕 則 | 徳島大学大学院教授 |
| | も り わ き り よ う 森 脇 亮 | 愛媛大学大学院教授 |
| 第2組 | お く し ま ま さ し 奥 嶋 政 嗣 | 徳島大学大学院教授 |
| | き の し た な お き 木 下 尚 樹 | 愛媛大学大学院教授 |
| | や ま な か み の る 山 中 稔 | 香川大学教授 |
| | わ た な べ つ ね み 渡 邊 法 美 | Bond University 教授 |

(敬称略・五十音順)

別表第二

第3条第1項の委員

| 県名 | 氏名 | 職業 |
|-----|----------------------------|--------------|
| 徳島県 | う え だ た か お 上 田 隆 雄 | 徳島大学大学院教授 |
| | こ う つ き や す の り 上 月 康 則 | 徳島大学教授 |
| | お お た な お と も 大 田 直 友 | 阿南工業高等専門学校教授 |
| | お く し ま ま さ し 奥 嶋 政 嗣 | 徳島大学大学院教授 |
| | か ど の た く ま 角 野 拓 真 | 阿南工業高等専門学校講師 |
| | う す い ま さ き 臼 井 正 樹 | 四国大学教授 |
| | む とう や す の り 武 藤 裕 則 | 徳島大学大学院教授 |
| | わ た な べ た け し 渡 邊 健 | 徳島大学大学院准教授 |

| | | |
|-------|--------------------------|--------------|
| 香 川 県 | あら き ひろ ゆき 荒 木 裕 行 | 香川大学准教授 |
| | いし づか まさ ひで 石 塚 正 秀 | 香川大学教授 |
| | おか ぎ き しんいちろう 岡 崎 慎一郎 | 香川大学教授 |
| | たま き てつ や 玉 置 哲 也 | 香川大学准教授 |
| | やな がわ りょう いち 柳 川 竜 一 | 香川高等専門学校教授 |
| | みや ざき こう すけ 宮 崎 耕 輔 | 香川高等専門学校教授 |
| | やま なか みのる 山 中 稔 | 香川大学教授 |
| | よし だ ひで のり 吉 田 秀 典 | 香川大学教授 |
| 愛 媛 県 | かわ あい けい ゆう 河 合 慶 有 | 愛媛大学大学院教授 |
| | きの した なお き 木 下 尚 樹 | 愛媛大学大学院教授 |
| | なか はた かず ゆき 中 畑 和 之 | 愛媛大学大学院教授 |
| | は とり つよ し 羽 鳥 剛 史 | 愛媛大学教授 |
| | ひ なた ひろ ふみ 日 向 博 文 | 愛媛大学大学院教授 |
| | まつ むら のぶ ひこ 松 村 暢 彦 | 愛媛大学教授 |
| | み やけ よう 三 宅 洋 | 愛媛大学大学院教授 |
| | もり わき りょう 森 脇 亮 | 愛媛大学大学院教授 |
| 高 知 県 | あか つか しん 赤 塚 慎 | 高知工科大学准教授 |
| | おか だ しょう じ 岡 田 将 治 | 高知工業高等専門学校教授 |
| | さか もと じゆん 坂 本 淳 | 高知大学講師 |
| | ささ はら かつ お 笹 原 克 夫 | 高知大学教授 |
| | お ばま けん ご 小 濱 健 吾 | 高知工科大学准教授 |
| | にし うち ひろ あき 西 内 裕 晶 | 高知工科大学教授 |
| | よこ い かつ のり 横 井 克 則 | 高知工業高等専門学校教授 |

(敬称略・五十音順)

附 則

(施行期日)

- 1 本細則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日) [最終改正]

- 1 本細則は、令和7年6月27日から施行する。